

精神障害者に対する交通運賃割引制度適用への措置を求める意見書

障害者基本法は、精神障害者を身体障害者及び知的障害者、その他の心身の機能の障害がある者と同様に「障害者」と定義している。

障害者の自立及び社会参加を促進するためには、公共交通機関等による移動手段の確保及び経済的な支援が必要不可欠である。現在、身体障害者及び知的障害者に対しては、JRその他の鉄道、バス、タクシー、高速道路の通行料金等に関わる交通運賃割引制度が適用され経済的負担の軽減が図られているが、精神障害者は除外されている。このことから、精神障害者が除外されている状況を早急に是正しなければならない。

よって、国においては、身体障害者及び知的障害者と同等に交通運賃割引制度が適用となるよう未実施の交通事業者等に対して積極的に働きかけ、必要な措置を講ずるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月23日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣
国土交通大臣

} 宛て各通

伊勢崎市議会議長
定方英一